

## 【旅客】行政処分状況(令和7年11月分)

### 乗用

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和7年11月26日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	ゆうなタクシー株式会社 代表者新垣聖達 (法人番号3360001009241) 沖縄県北中城村字屋宜原689
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県北中城村字屋宜原689
(4)	行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和7年7月24日、長期間監査を実施していないことを端緒として監査実施。5件の違反が認められた。 (1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (2)業務の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項、第4項) (3)乗務員台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項) (4)運転者に対する特別な指導の実施義務違反(運輸規則第38条第2項) (5)運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 8点 (当該営業所) 8点